

国民年金からのお知らせ

学生納付特例制度について

お知らせします！

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、20歳以上の学生の方です。

なお、平成29年度に学生納付特例が承認された方で、平成30年度に引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要です。

申請される方は、印かん(朱肉を必要とするもの)・学生証または在学期間のわかる証明書を持って草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当までお越しください。

学生納付特例が承認された期間には、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資格期間)に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反

映されます。ただし年金額には反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、遡って納付(追納)することができず。追納されると老齢基礎年金の額に反映されず。

追納の手続きは、印かん(朱肉を必要とするもの)を持って草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当までお越しください。



みんなで支え合う国民健康保険

4月1日から国民健康保険(国保)の

被保険者証が新しくなります！

国民健康保険被保険者証は4月に更新となりますので、有効期限が平成30年3月31日となっている被保険者証(桃色)は使用できません。4月1日からご使用いただく被保険者証(紫色)をお送りしていますので、病院等へ行かれる際は新しい被保険者証をお持ちください。

新しい被保険者証がお手元に届いていない場合や氏名等が誤っている場合は、すぐに役場住民課保険年金担当までご連絡ください。

被保険者証の記載内容が

変わりました！

国保制度改正に伴い、被保険者証の名称が「滋賀県国民健康保険被保険者証」になり、「資格取得年月日」が「適用開始年月日」に、「保険者名」が「交付者名」に変わります。また、有効期限が平成31年7月31日まで(有効期限までに75歳になる方、退職者医療該当者で65歳になる方を除く)となっ

ています。病院等にかかる際のご負担などはこれまでと変わりありません。

他の健康保険に加入していませんか？

社会保険など、別の保険証をお持ちの方に国保の被保険者証が届いている場合は、国保の資格喪失の手続きが必要になります。

社会保険などの保険証、印かん(朱肉を必要とするもの)、個人番号(マイナンバー)がわかる書類、本人確認ができるものなどをお持ちのうえ、役場住民課保険年金担当で手続きをしてください。

古い被保険者証を回収しています！

古い被保険者証は役場で回収をしています。期限の切れた被保険者証のみを返信用封筒に入れてポストへ投函してください。

70歳から74歳までの方がお持ちの高齢受給者証(水色)は4月以降も使うものですので、一緒に返送しないようお願いいたします。

問い合わせ先 ◆ 草津年金事務所 国民年金課 ☎077-567-2220

住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6571

問い合わせ先 ◆ 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6571

後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ

平成30・31年度の

後期高齢者医療制度の保険料率をお知らせします

平成30年4月1日から保険料率を改定します

●平成30・31年度の保険料率(年額)

区分	保険料率	
	現行(平成28・29年度)	改定後(平成30・31年度)
被保険者均等割額	45,242円	43,727円
所得割率※	8.94%	8.26%
年間保険料上限額	57万円	62万円

※「所得割額」の計算方法…総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

保険料が軽減される場合および変更点

所得の低い方の軽減

■世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が「9割・8.5割・5割・2割」のいずれかの割合で軽減されます。

■基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方への軽減については、次のとおり変更となります。

【改定前】所得割額が2割軽減

【改定後】所得割額軽減なし

職場の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

■資格を得た日の前日に勤務先の健康保険などの被扶養者であった方への軽減は、次のとおり変更となります。

【改定前】均等割額は7割軽減、所得割額は課されません。

【改定後】均等割額は5割軽減、所得割額は課されません。

保険料均等割額の軽減範囲が拡大されます

■均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

【改定前】「基礎控除額(33万円)」+「49万円×世帯の被保険者数」

【改定後】「基礎控除額(33万円)」+「50万円×世帯の被保険者数」

■均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

【改定前】「基礎控除額(33万円)」+「27万円×世帯の被保険者数」

【改定後】「基礎控除額(33万円)」+「27.5万円×世帯の被保険者数」

平成30年度の保険料の額は、7月に郵便でお知らせします

広域連合のwebサイトで保険料額の試算ができます。

広域連合webサイトトップページ

<http://www.shigakouiki.jp/index.html>

★平成30年8月1日から使用する被保険者証は、

7月中に簡易書留でお届けします。

8月1日からは新しい被保険者証をお使いください。

入院時食事代の標準負担額が変わります

所得区分が現役並み所得者または一般の方 現行360円/1食⇒460円/1食 (平成30年4月1日から)

※所得区分が区分I、区分II(住民税非課税世帯)の方、指定難病患者の方については、変更ありません。

※療養病床に入院した場合の食事代は変更ありません。

療養病床に入院した場合の居住費の標準負担額については、平成29年10月から370円/1日に変更となっています。(ただし、入院医療の必要性の高い状態が継続する患者については、平成29年10月から200円/1日であったものが平成30年4月から370円/1日となります。)

詳しくは

住民課 保険年金担当(☎0748-52-6571)または

滋賀県後期高齢者医療広域連合(☎077-522-3013)まで HP:<http://www.shigakouiki.jp/>